

支部ニュース 団 東 京 2009年1月号 422

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

憲法を前面に.....	島田 修一
自由法曹団東京支部第37回定期総会のご案内と実施要綱 09年支部総会 2月27日・28日千葉県安房小湊で開催 講師は米田貢中央大学教授(金融論) 09年支部総会 特別報告のご執筆をお願いします	
新銀行東京と公益通報.....	田中 隆
1919年「三・一独立運動」90周年記念行事に参加しましょう.....	島田 修一
Tokyo憲法セミナー 1月26日午後6時30分 12月幹事会議事録 日誌 修習生、エクスターン生担当団員のみなさまへお願い	

1月幹事会は1月21日(水)午後1時から、2月幹事会は2月12日(木)午後2時からです。

どうぞご出席ください。

支部総会実施要綱と参加申込み書、および憲法セミナーちらし、3・1独立運動集会のチラシを同封しました。

憲法を前面に！

支部長 島田修一



支部団員並びに事務局の皆さん、新年おめでとうございます。東京支部は昨年は多彩な活動に取り組みました。35周年記念シンポ、韓国訪問、サマーセミナー、ソフト大会、憲法セミナー、そして通年行事の労働相談と新人学習会さらには幹事会を初めて多摩で行う等々。これらの活動に実に沢山の人々が参加されたことに執行部一同、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、9条改憲の動きを止める運動は年毎に飛躍を遂げてきましたが、並行して「人間らしく生きたい」の願いが国民の間に大きく広がっています。雇用と暮らしを破壊した「犯人」が新自由主義にあり、その新自由主義は世界経済危機・世界同時不況の大混乱まで招いたうえ、その路線を推し進めてきたのが歴代の「構造改革」政権であることも皆が知るようになりました。安倍、福田に続いて麻生内閣も早々に末期症状を呈し、権力政党内部でその「手直し」をめぐる混乱が広がっているのも、「人間と労働に対するこれ以上の侮辱があるか」(土井大助)の怒りが全国を覆っているからに他なりません。

この現状からどう脱出するか。「将来」の展望をどこに求めるか。彼らにその処方箋がないことは当然ですが、その羅針盤こそ、雇用・暮らし・教育・平和を保障した憲法、「人間らしく生きる」を根幹とした私たちの憲法だと思えます。その立場に立てば、例えば大企業は230兆円もの内部留保をどうして溜め込むことができたのか、そのために犠牲となった者は誰なのか、暮らしや福祉を守るためには防衛費5兆円や米軍駐留費6000億円にメスを入れるべきではないか、東京オリンピックに1兆円なんてとんでもない等、支配の重要な仕組みである税金の使い方に怒る人々が確実に広がっていくのではないのでしょうか。

今年は、人間破壊の道から「人間らしく生きる」道へ大転換させる重要な1年になると思えます。都議選と総選挙がその分水嶺であることは言うまでもありませんが、私たちの活動の原点である憲法を前面に押し出し、基本的人権と平和を守るトータルな憲法運動を力強く展開していこうではありませんか。そのためにも、来月に迫った支部総会(基調講演「世界経済危機 日本はどう乗りこえたらいいのか」)に沢山参加されることを強く希望するものです。

自由法曹団東京支部第37回定期総会のご案内と実施要綱

東京支部団員 各位

2009年の東京支部定期総会の実施要綱をお知らせします。

2008年は団東京支部35周年でした。支部はさまざまな取組を行ってきました。

これまでの前例をフッシュウ(踏襲)することなく東京都内で総会、そして35周年記念行事を開催しました。また市民に密接な出来事に際しては、ハンザツ(頻繁)に声明を発表して支部の意思を表明し、市民の運動にサンガ(参画)してきました。第20回の記念すべきソフトボール大会は大きなカイガ(怪我)もなく14チーム、200名以上の参加というミゾウユウ(未曾有)の規模で成功しました。

2009年の支部総会は再び東京を離れ、またこれまでと趣向を変えて千葉・安房小湊で実施します。団は貧困、労働問題で本部を先頭に大奮闘をしています。こうした経験を

ふまえながら、支部総会を史上最大規模で成功させようではありませんか。総会のヨウサイ（詳細）は下記の通りです。

麻生政権は発足から3ヶ月でもはや末期症状を呈しています。さらに来年の2月末には一体どのような状況になっているのでしょうか。この麻生政権に、自公政権に、私たち「しもじものみなさん」のユウム（有無）をいわずさぬ力を示すため、その決意をこの総会で固めたいと思います。

支部総会でみなさまとお会いできることを楽しみにしております。

2008年12月

自由法曹団東京支部 支部長 島田修一

実 施 要 綱

- 1 日時 2009年2月27日（金）午後1時15分
～28日（土）午後1時
- 2 場所 鴨川ホテル三日月（旧・小湊ホテル三日月）
電話 04 - 7095 - 3111
住所 〒299 - 5502 千葉県鴨川市内浦2781
交通 東京駅 = 外房線特急わかしお号（京葉線地下ホーム1時間35分） 安房小湊駅 送迎バス（1分） 鴨川ホテル三日月
- 3 参加費（宿泊料とも）1万6000円（当日、現金で集金予定）
なお2次会費は別途集めます。
- 4 総会次第
第1日目 午後1時15分～1時45分
開会、議長選出、支部長挨拶、来賓挨拶、選挙手続の説明

午後1時45分～午後3時15分
記念講演 「世界経済危機について
日本はどう乗りこえたらいいのか」
米田 貢 中央大学経済学部教授 下記に略歴
午後3時15分～3時30分 質疑
午後3時45分～4時10分 議案提案、会計監査報告
午後4時10分～5時30分 討論
午後6時30分～ 懇親会
第2日目 午前9時～正午 討論
正午～午後1時 討論のまとめ、議案・予算・決算採択
特別決議採択、役員選出、新旧役員挨拶など
- 5 出欠確認 同封の参加申込書にご記入の上、東京支部までファックスでご返信下さい。
1月20日を第1次締め切り、2月11日を第2次締め切りとしますので、よろしく
お願いします。

特別報告集を作ります。どなたでもご寄稿できます。テーマはご自由です。字数もご自由です（1200～1600字で1頁の予定です）。
横書き。題名を必ず付けてください。締め切りは2009年1月末日。

米田教授の略歴 1952年3月31日 富山県生まれ

1970年 立命館大学産業社会学部入学

1984年 大阪市立大学大学院経営学研究科中退

1984年 中央大学経済学部助手

1992～1993年 オレゴン州立大学経営管理学部客員研究員

1995年 中央大学経済学部教授

専門 金融論、貨幣信用論

主要業績 単著『現代日本の金融危機管理体制 日本型TBTF政策の検証』
(中央大学出版部、2007年)

共著『現代の国家独占資本主義』上(上野俊樹・鈴木健編、大月書店、1987年)

共著『現代金融と信用理論』(信用理論研究学会、2006年)

学会、社会活動(2009年2月現在)

日本科学者会議東京支部事務局長

『九条の会』のアピールを広げる科学者・研究者の会(通称九条科学者の会)事務局員

経済理論学会幹事・編集委員

中央大学評議員

趣味 ランニング(1年に1回河口湖マラソンを走る、最高タイム3時間33分)

囲碁

みなさまのご参加をお待ちしています。

(駅に着いたらホテルに連絡してください。お迎えにいきます)



09年支部総会 2月27日・28日
千葉県安房小湊で開催
講師は米田貢中央大学教授（金融論）

2009年の東京支部定期総会の実施要綱は別途記事の通りです。

今年の総会では米田貢中央大学教授の講演を行います。

米田教授は金融論がご専門で日本科学者会議東京の事務局長も務められています。昨
年来の金融危機、経済危機というこの情勢下に、支部総会では最高の講師をお招きしまし
た。

テーマは

「世界経済危機について

日本はどう乗りこえたらいいのか」

重要な学習の機会としてもぜひ支部総会にご参加下さい。

支部総会の日時は

2月27（金）午後1時15分～28日（土）午後1時です。

場所は千葉県・安房小湊駅から送迎バスで約1分の鴨川ホテル三日月（旧・小湊ホテ
ル三日月）です。

東京駅からお越しの場合は、27日午前11時発の外房線わかしお7号をご利用下さ
い（安房小湊駅午後12時56分着）。

参加費は1万6000円です。

参加申込書を同封しています。支部までファックス下さい。



らない。被告弁護団主任の瀬野俊之団員は、「書いてはいけない訴状の見本」として学習会資料に使ったそうである（当事者や弁護士の名前は消したうえでのこと・・・念のため）

訴状はまことに稚拙なものだが、訴訟が投げかけるものは決して小さくない。

問題とされている発言とは、本年5～6月に「サンデープロジェクト」や「週刊現代」誌で行った新銀行経営破たんをめぐる告発・通報である。この訴訟の焦点は、新銀行問題を解明するうえでの元行員の発言の重要性（新銀行東京論）とこうした告発・通報の重要性（公益通報論）にある。

2 新銀行東京論（元行員の3つの告発）

石原慎太郎都知事が「第二期石原都政の目玉商品」として推進し、1000億円の公費を投入した新銀行（2005年4月1日開業）は、3年間に1016億円の累積損失を発生させて経営破たんを遂げた（08年3月末に累積損失分の資本減少）。各方面からの反対・批判を押し切って、400億円の公費追加投入が強行されたことは記憶に新しい。

告発・通報は新銀行の経営破たんの原因と責任をめぐるものであり、対象となった問題は3つあった。

第1の問題は、開業直前の04年11月から05年1月にかけて行われたブリーフィングによる東京都の圧力・介入の問題。このブリーフィングに元行員は記録担当として出席し、記録媒体に録音するとともに、詳細なメモをまとめている。このブリーフィングで、東京都側から出席した津島隆一新銀行設立本部長（いまの新銀行東京代表取締役）らは、マスタープランを押しつける執拗な介入を行った。そのマスタープラン押しつけが経営破たんの原因となっていることは金融庁の調査でも指摘されているが、都知事は依然として圧力・介入を否定し、メモの存在すら認めようとしていない。元行員の保持するメモや記録媒体は、圧力・介入の「動かぬ証拠」にほかならない。

第2の問題は、新銀行に群がった都知事秘書や都議会議員の「口利き」の問題。「政治屋」の「口利き」が、ただですら拙劣な審査基準をいっそうずさんにさせ、経営破たんに道を開いたことは、いまでは「公知の事実」と言っている。

第3の問題は、開業2年目に行われた日本銀行の考査（検査）寸前に行われた内部資料の廃棄。考査の適正を害し、破たんに隠蔽してさらに損失を拡大する行為である。

以上、告発・通報の対象となった3つの問題は、いずれも経営破たんの原因と責任を糾明するうえで重要な意味を持っており、追及が続けられなければならない問題である。

なお、最後の資料廃棄を除く2つの問題で元行員が告発したのは東京都や「政治屋」だったが、訴訟を提起したのは「被害者」のはずの新銀行であった。これでは「新銀行はいまも東京都の走狗だ」と自ら主張していることにしかならないのである。

3 公益通報論（告発・通報の正当性）

こうした告発・通報をめぐる法律論が、公益通報論ということになる。

労働者に企業秘密保持義務があり、退職した労働者の言動が名誉毀損や信用毀損の不法行為を構成することもある。だが、そのとおりまかりとらせると、企業の不正行為・違法行為に

についての内部告発・公益通報は不可能となる。そのため、これらを摘発する告発・通報は保護されることになっており、対象を刑罰のある違法行為に限定した公益通報者保護法（06年4月1日施行）の対象外の行為（社会的不正や政治的不祥事など）は、「従来からの一般法理」で保護されることになっている（衆参両院の附帯決議）。

一般法理は、公益通報の正当性を、真実性（告発した対象・内容が真実あるいは真実であると考えらるについて合理性があるか）公益性（目的は公益か）相当性（手段・方法が相当か）の3つの要件でチェックすることになっている。本件の告発・通報がその3要件を満たすことは明らかである。

そして、公益通報保護は「企業内のルール」より企業の社会的責任を優位におく制度だから、企業がいかなる誓約書をつくってしようと一般法理の適用が影響を受けることはない。

自由法曹団内への報告に、これ以上詳論することはない。

興味深い問題をいくつか。

第1。真実性が正当性の要件とされる以上、公的通報を行おうとする者は客観的証拠を持ち出さざるを得なくなり、「返せ」と言われても「身を守るために返すわけにはいかない」ことになる。そして、ブリーフィングについての発言が真実であることを立証しようとするれば、東京都が闇に葬ろうとしているブリーフィングメモや記録媒体を法廷に顕出せざるを得ないことになる。

第2。被告は東京都の圧力があつたことを立証せざるを得ず、そうなるブリーフィングに出席した津島本部長や出席させた石原都知事の証言を求めざるを得ない。被告側が記者会見を行った12月12日は、その後に石原都知事の定例記者会見が予定されていた。都庁のホームページには、記者に「弁護団は知事の出廷を求めるかも知れないと言っているが」と質問されて絶句する都知事の姿が映っている。

第3。「まずは社内で是正の努力をすべき。ついで、行政に通報して行政指導を求めるべき、外部とりわけメディアに持ち出すのは最後の手段だ」という「ルール」が主張されることがあり、公益通報者保護法もそうした構造になっている。ところが、告発・通報以前に社会問題になり、メディアの追及が行われている本件のような問題にこの「ルール」を適用すれば、メディアの裏づけ取材の自由を抑圧して「もみ消しのチャンス」に道を開くことにしかならない。本件はまさにこの点で報道の自由と直結した問題であり、記者会見場が記者やジャーナリストで埋め尽くされたのもそのためである。

以上、新銀行東京訴訟は、新銀行問題を究明するうえでも、公益通報保護のありようを考える意味でも、まことに興味深い問題を提起している。弁護団（松井繁明、瀬野俊之＝主任、林治、中川勝之、武井一樹の各団員と筆者）は事件の本質と性格を見極めつつ、半ば楽しみながら対応にあたっている。関心をもっていただければ幸いである。

（2008年12月24日脱稿）

1919年「三・一独立運動」90周年記念行事に参加しましょう

支部長 島田修一

団東京支部の友誼団体である日朝協会・同都連から標記記念行事への参加要請を受けました。別紙のチラシを参照ください。

ご存知のように、戦前の日本による朝鮮植民地支配に対し1919年に朝鮮の民衆が決起した「三・一独立運動」が今年90周年を迎えます。そこで3月1日(日)午後、松井団長を含む各界12名の呼びかけ人による『90周年記念のつどい』が、その導火線ともいわれる二・八独立宣言ゆかりの地、在日韓国YMCAにおいて開催されます。

田母神問題にみられる歴史認識を第1次大戦後の民族独立運動の高揚という世界史的観点で見直すとともに、北朝鮮核問題に関する6ヶ国協議や日朝国交正常化の問題、さらには「9条国際公約説」などを基礎とする憲法闘争などの今日的課題をテーマとして、歴史研究や国際問題、平和運動などを観点としたパネルディスカッションです。

支部団員および事務局の皆さん、この記念行事に参加しませんか。

T o k y o 憲法セミナー

1月26日午後6時30分

講師は東京新聞半田滋記者

東京新聞では自衛隊や平和に関する読み応えのある記事が多数掲載されています。

記事を読んだ後でどんな記者がこの記事を書いているのだろうと注意してみると、「半田滋」という名前をよく見かけることになるでしょう。

半田記者は自衛隊や平和について継続して取材、執筆をされています。その蓄積の上に東京新聞では他紙に見られないような重厚な記事を目にすることが出来ます。

第2回を迎えるT o k y o 憲法セミナーでは半田記者を講師にお迎えします。

日ごろ知る機会の少ない自衛隊の実態などをお話しいただけるものと期待しています。

日 時 1月26日(月)午後6時30分

場 所 エデュカス東京・全教会館地下1階会議室

参加費 500円

(本号に憲法セミナーのチラシを同封しています)

なお第3回は3月23日(月)を予定しています。

幹事会報告 12月17日 11名参加

1 三多摩地区幹事会の感想

来年も11月ころ開催したい。三多摩とは別に来春東京の南部地域で開催したい。

多摩地域で幹事会を開催することで、裁判所移転問題等、多摩の団員が取り組んでいる問題を報告できた。多摩では団員が多摩支部の運営に深く関与しているが、これは長い歴史の上に成り立っている。多摩地域の事務所の弁護士は交流も盛んである。

2 支部総会

米田貢教授の基調講演が決定。

会場への電車のダイヤの都合で、開始時刻を繰り下げ、1時15分開始とする。

米田先生は、経済学がご専門で、1981年のレーガンから30年間に及ぶ新自由主義は何だったのか、これからの国際経済、国際政治にどのような影響を与えるのかというテーマで、わが国への影響、弁護士の役割についてご講演いただく。

3 憲法問題

・海賊法問題

海賊に対する武力行使は、憲法の禁止する「武力行使」に当たらないのか？ 国連海洋法条約等の詳細な検討が必要。派兵恒久法との関係を検討する。

・竹内行夫最高裁判事国民審査問題

イラク派兵を推し進めた人物であり、イラク訴訟が最高裁に係属した場合の対策として抜擢されたという推測もある。

・イラク空自の撤収

国連決議の期限切れが表だった理由だが、アメリカは地位協定を締結しさらに駐留するもよう。やはり名古屋判決とそれ以後の国民世論の影響があるのではないかな？

・1月19日 9条の会東京連絡会 交流会準備会

・1月26日 第2回東京憲法セミナー 講師は東京新聞半田記者

・改憲手続法施行まで1年あまりとなり、付帯決議事項の検討を含め、憲法審査会が09年に動くのではないかな？ 公務員の政治活動をめぐる法制度の整備はせざるを得ない。本当に政治活動の禁止規定から国民投票が除外されるのかな？

4 労働

昨今の非正規雇用層の作出、大量解雇に対する世論の批判が特徴。今は社会世論を喚起していくことが必要。リストラ対象になったときの対処について討議。

5 市民

・UR高幡台団地73号棟立ち退き問題

弁護士13人、全体で58人の参加で懇談会がなされた。住民の住み続けたいとの声、除却の必要性はないとの建築家の話が出された。街作り全体へ影響しかねない問題である。単に個別的に立退を防ぐだけでなく、攻勢的に、UR住宅の売却政策に反対するたたかいが必要ではないかな。

今回は、公団側が住民を提訴することは基本的に不可能な状況ではないかな。(耐震性の

低い住居を提供した賃貸人に責任があるであろう)。自治協をパイプにして、議員への働きかけを。

・ B型肝炎訴訟

第1回弁論、さらに追加提訴予定。来年からは運動も始まる。

・ オリンピック問題

12月10日に意見交換会が開かれた。集会の計画やパンフレット作りを検討する。

・ 新銀行東京の裁判報告

銀行が内部告発を行った元行員に対し損害賠償請求。誓約書に違反するという理由での提訴。公益通報者保護法付帯決議に真っ向から反する提訴。マスコミの高い関心を呼んでいる。

6 若手学習会

新61期にどうやって広めるか?

7 司法問題

裁判員制度、国民参加そのものには意義があるが、様々な制約があり、国民が参加したよさが発揮できず、かえって冤罪を生む原因となる。このような問題点がありつつも、ひとたび施行した際には、取り組むことにする。国民の中には、辞退を求める声もあるが、職業裁判官の弊害が多い現状から、国民参加の意義を訴えていくこととしたい、というのが団本部のスタンスである。リーフレットを作成中である。

日誌

12月12日～1月15日

- 12月12日 「衆院再可決による新『テロ』特措法延長に抗議する」声明
- 13日 東京地方争議団共闘会議総会
- 15日 自由法曹団市民問題委員会 / 自由法曹団将来問題委員会 / 自由法曹団事務局会議
- 17日 自由法曹団司法問題委員会 / 支部、スポーツ連盟と懇談 / 支部幹事会(忘年会)
- 18日 憲法改悪に反対する東京共同センター幹事団体会議
- 19日 東京憲法会議常任幹事会
- 20日 自由法曹団常任幹事会 / 自由法曹団組織財務委員会 / 自由法曹団貧困学習会(主催自由法曹団労働問題委員会)
- 21日 日本国際法律家協会50年史刊行と出版記念会
- 22日 「『3次元顔形状データベース自動照合システム』『官民パートナーシップ』に反対する」声明
- 24日 「東京へのオリンピック招致に反対する」声明
- 1月6日 東京地評2009年新春旗開き
- 7日 東京自治労連2009年新春旗開き
- 8日 自由法曹団労働問題委員会

- 9日 支部事務局会議 / 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団将来問題委員会 / 自由法曹団社会保険庁プロジェクトチーム
- 14日 自由法曹団市民問題委員会
- 15日 自由法曹団国際問題委員会 / 「東京土建旗びらき」 / 自由法曹団改憲阻止対策本部

修習生、エクスターン生担当団員の みなさまへお願い

1, 各種団の行事に修習生、エクスターン生をお誘い下さい。団の実際を目で見、肌で触れてもらえればと思います。

2, 支部ニュースを修習生、エクスターン生、また事務所訪問の修習生にお渡し下さい。

団を知ってもらうにはニュースが一番。必要部数を支部までご連絡下さい。ニュースのこの部分を切り取って団支部までファックス下さい。部数は1部余分にご連絡下されば、この部分を切り取っても完全なニュースをお手元においておけます。

.....キリトリ線.....

自由法曹団東京支部 ファックス 03 - 3814 - 2623

支部ニュースを_____部送って下さい。

法律事務所

弁護士



